

地域社会の変容による地区自治組織変革に関する考察

～愛知県長久手町長湫地区の事例研究～

谷 沢 明

はじめに

明治39年以来自治団体として継続してきた愛知県愛知郡長久手町の「長湫区会」は、平成12年3月31日をもって廃止された。これに伴い、平成12年4月1日、従来の「長湫区会」の事務・事業等の大半を引継いだ新組織「長湫地区自治会連合会」が発足した。

同時に、「長湫区会規約」（昭和63年8月施行）は廃止され、新たに「長湫地区自治会連合会規約」⁽¹⁾が制定された。この規約には、目的及び趣旨が次のように記されている。

この規約は、地区人口の増加・著しい社会環境の変化に対応し、将来の会の構成区域を概ね小学校区に再編して、それに相応しい制度に円滑に移行するための過渡期的なものであり、地区自治制度改革の宣言である。

これをみてわかるよう、「長湫地区自治会連合会」は過渡期における移行的組織としての性格を有していることが伺える。また、同規約の付則に、過渡期的期間について次のように記している。

この規約にいう新制度に移行するまでの過渡期的期間とは、地域住民の理解、小学校区の整備、子ども会等各種団体の問題、行政との関わり等から、この規約施行時から5年間前後を目処に関係者は改革促進に努力するものとする。

すなわち、平成12年4月1日に発足した「長湫地区自治会連合会」は、「将来の会の構成区域を概ね小学校区に再編」することを目標に掲げ、その目標期間は「5年間前後を目処に関係者は改革促進に努力する」と設定されている。

これに伴い平成12年12月1日、「長湫地区自治会連合会制度改革推進協議会」⁽²⁾が設置され、制度改革に向けての検討が開始された。そして、計画の年度別目標として、基本構想立案（平成12年度）、「基本計画」立案、「実施計画」立案及び行政・自治会・団体等との調整（平成14年度）、周知及び改正手続きの準備（平成15年度）、改正のための手続き（平成16年度）、目標達成（平成17年度）が示された。

本研究の目的は、人口の急増・住民の移動等、地域社会の変容が著しい名古屋市近郊における長久手町を事例とし、社会状況の変化の中で、伝統的な自治団体がいかなる対応策を講じ、新たな自治団体にいかに再編しようとしているかを探り、都市近郊の地域社会が有する課題を現地調査に基づき考察しようとするものである。

1、地域社会の変容

昭和46年に町制施行した長久手町は、明治39年に長湫・岩作・上郷の3か村が合併して成立した長久手村を母体としている。それに先立つ明治22年の市制町村制施行により熊張村（明治11年に北熊村と大草村が合併して成立）と前熊村が合併し上郷村が成立しており、近世村落の5か村が今日の長久手町の基礎をなしている。³⁾ちなみに、旧5か村にはそれぞれ地域住民の信仰の拠点となる氏神が存在する。それは、長湫地区の景行天皇社、岩作地区の石作神社、北熊地区の神明社、大草地区の熊野神社、前熊地区の多度社である。

ここで取り上げる「長湫区会」は、明治39年の3か村合併を契機に成立したもので、「長久手村」を構成する旧村落（江戸時代以来の伝統を引く）がその単位になっている。すなわち、明治39年にいわゆる「行政村」が生まれたものの、生活組織・生産組織としての性格を有する集落の連合体である「ムラ」が自治的組織としてそのまま残されたことを表している。

その背景について関係者の話を整理すると次のとおりである。⁴⁾

- ・共有地管理の問題
- ・神社所有財産管理の問題
- ・地域住民の意識の違い

すなわち、利害関係を含めた諸問題が複雑に錯綜した結果、旧来の「村」を「区」という名称で温存し、生活の中で機能させてきた、と指摘できよう。

しかしながら、名古屋市に隣接する長久手町において、社会を取り巻く環境は、高度経済成長期を境に、著しい変貌を遂げた。昭和44年市営地下鉄東山線が藤ヶ丘まで延長され、昭和45年猿投グリーンロードが開通し、丘陵部の宅地化がすすみ、人口の増加が顕著となった。以上が、長久手町における地域社会の変容の概要である。

ちなみに、長久手町の人口は、大正9年の第1回国勢調査では5,182人であり、昭和40年代前半まではさほど増加していない。市営地下鉄が藤ヶ丘まで延びた昭和44年に人口は1万人を超え、その後人口は急速な伸びをみせ、平成12年の国勢調査では43,306人（長久手町住民基本台帳では40,001人）の人口を数えるにいたっている。地区別内訳では、長湫地区が町域の78.9%を占めており、とりわけ人口の急増が顕著である（表1、2参照）。

表1 高度成長期以降の長久手町の人口・世帯数の推移（国勢調査）

調査年次	人口 (対前回増加率)	世帯数 (対前回増加率)	調査年次	人口 (対前回増加率)	世帯数 (対前回増加率)
昭和30年 (1955)	6,490人	1,239世帯	昭和55年 (1980)	18,610人 (28.4%)	5,807世帯 (45.6%)
昭和35年 (1960)	6,639人 (2.3%)	1,343世帯 (8.4%)	昭和60年 (1985)	25,507人 (37.1%)	8,606世帯 (48.2%)
昭和40年 (1965)	7,583人 (14.2%)	1,625世帯 (21.0%)	平成2年 (1990)	33,714人 (32.3%)	12,536世帯 (45.7%)
昭和45年 (1970)	11,317人 (49.2%)	2,783世帯 (71.3%)	平成7年 (1995)	38,492人 (14.2%)	15,630世帯 (24.7%)
昭和50年 (1975)	14,495人 (28.1%)	3,987世帯 (43.3%)	平成12年 (2000)	43,306人 (12.5%)	18,388世帯 (17.6%)

表2 長久手町地区別人口・世帯数（住民基本台帳平成12年11月末日現在）

地区	男	女	世帯（構成比）	人口（構成比）
長湫	16,127人	15,418人	12,443世帯（79.7%）	31,545人（78.9%）
岩作	2,849人	2,895人	2,316世帯（14.8%）	5,744人（14.4%）
前熊	486人	512人	317世帯（2.0%）	998人（2.5%）
熊張	847人	867人	541世帯（3.5%）	1,714人（4.3%）
計	20,309人	19,692人	15,617世帯（100.0%）	40,001人（100.1%）

この人口の急増と関係するものに、長久手町内における宅地開発の目覚ましい動きがある。町制施行の翌年の昭和47年に長湫西部土地区画整理組合が設立されたのをはじめ、長湫東部土地区画整理組合（昭和49年設立）、長湫下山第一土地区画整理組合（昭和53年設立）、長湫中部土地区画整理組合（昭和57年設立）、岩作第一土地区画整理組合（平成5年設立）、長湫南部土地区画整理組合（平成10年設立）と、6つの土地区画整理組合が相次いで設立され、とりわけ藤ヶ丘駅に隣接する長湫地区を中心に宅地開発は進展した（表3参照）。

表3 長久手町の土地区画整理組合事業概要（長久手町役場資料）

名称	設立	施工期間	施行面積	計画人口	計画戸数
長湫西部土地区画整理組合	昭和47年	～平成12年度	158.9ha	14,847人	3,907戸
長湫東部土地区画整理組合	昭和49年	～平成5年度	163.5ha	14,463人	3,806戸
長湫下山第一土地区画整理組合	昭和53年	～昭和56年度	13.6ha	1,261人	332戸
長湫中部土地区画整理組合	昭和57年	～平成13年度	106.7ha	8,822人	2,757戸
岩作第一土地区画整理組合	平成5年	～平成13年度	4.7ha	342人	114戸
長湫南部土地区画整理組合	平成10年	～平成19年度	98.2ha	5,100人	1,910戸

昭和40年代半ば以降、このようにして長久手町は急速に都市化が進み、旧来の農村から名古屋市のベッドタウンとしてその性格を変えていった。そして、とくに町域西部においては、マンションやアパートの建設が進み、核家族、一人暮らし世帯が増加するとともに、土地区画整理事業で宅地開発された地域においては、旧来の規範にとらわれぬ価値観・生活様式を持った世帯が増加し、それが地域社会の性格を変えていった背景となっている。

このように社会を取り巻く環境が変化した地域の中で、旧来の「長湫区会」は発展的に解消し、「長湫地区自治会連合会」が発足したのである。しかしながら、この「長湫地区自治会連合会」も過渡期における移行的組織であり、将来の構成区域を、社会状況に適した小学校区の再編に向けて自治会連合会制度改革が現在進行している。

2、長湫区会から長湫地区自治会連合会への移行

平成11年12月18日開催の「長湫区会」において、長湫区会から長湫自治会連合会への制度変更が決定された。その会議資料には、変革点が次のように記されている。

- ・組織の名称は「長湫区会」から「長湫地区自治会連合会」とした。
- ・連合会の事業内容と推進方法を具体的に列挙して、住んでいる人が参加しやすいようにし、また町や各自治会との重複行事と宗教問題を避けるようにした。
- ・役員の選出方法を明確にして、公正さ・明朗さ・民主的であることに留意した。
- ・事業財源である「区費」は個人納付でなく、自治会という団体が連合会という団体に対する「分担金」とした。
- ・会計の積極的な公開を規定し、その透明性からくる参加意識の向上を期待した。

以上が、主な変革点である。ちなみに、「長湫地区自治会連合会規約」（平成11年12月18日決定、平成12年4月1日施行）において明記された事業内容と推進方法、役員選出方法、会計は以下のとおりである。

(1)事業

- ・地区内の自治会の運営・活動の効率化を図ること
- ・地区内住民の相互の親睦を図ること
- ・地区自治制度改革推進に関すること
- ・会内外の各種団体との連絡調整に関すること
- ・事業部活動に関すること
- ・行政情報の活用及び行政との連絡協議に関すること
- ・その他、この会の目的達成に必要な事項

これら各種事業の推進にあたっては、長湫地区自治会連合会に「総務・制度改革推進部」「消防・防災部」「交通安全・防犯部」「保健・環境衛生部」「文教・福祉部」の5部を設置し、地域住民の自主運動を地域ぐるみで推進することが規約にうたわれた。

(2)役員選出

長湫地区自治会連合会は、全地区及び分割した地区より選出された20名以内の代表者(理事)によって理事会を組織し、運営がなされている。公正さ・明朗さに留意した理事の選出は、①「全地区選出理事」は分割された地区選出理事が一般住民の中から選出し、②分割した「地区選出理事」は分割された地区内の各自治会長が自治会役員経験者等（現自治会長も含む）の中から、それぞれ任期満了3ヶ月以内に文書で届け出ることにより選出することが規約に明記された。

従来、あいまいとされていた役員選出方法が、地区内の各自治会の意向が反映されるように改革されたのである。

(3)会計

会の収入は、各自治会よりの分担金、寄付金、補助金及びその他の収入によるもの、と規約が改正された。従来、会費は「分担金」ではなく、それぞれの世帯から「区費」を徴収して「長湫区会」の運営がなされていたが、この点が改められた。そして、各自治会からの分担金の額は、毎年4月現在のそれぞれの自治会加入世帯数を基礎に各自治会から拠出することになった（ちなみに、現在の分担金の年額は、1,000円／1世帯で算出）。

また、会計の明瞭性については、会計は関係者に公開を原則とし、予決算は自治会長に報告するほか、回覧状、広報等で住民に積極的に周知することが規約にうたわれた。⁽⁵⁾そして、平成12年度からそのことが実践に移された。

3、長湫地区自治会連合会の活動の現況と課題

平成12年度の長湫地区自治会連合会の活動状況を決算書を中心にみていきたい。平成12年度長湫地区自治会連合会の収支決算は、17,260,149円である。その内訳の概略は表4のとおりである。

表4 平成12年度長湫地区自治会連合会の収支決算

(1)収入

科目	収入額	構成比	摘要
活動分担金	8,335,600円	48.3%	自治会分担金・法人協力金
助成金	4,072,030円	23.6%	防犯事業助成補助金・地域振興町助成金・他
使用料	1,297,800円	7.5%	公民館使用料
雑収入	123,146円	0.7%	防犯灯取替え自治会負担金・他
繰越金	3,431,573円	19.9%	
合計	17,260,149円	100.0%	

(2)支出

科目	支出額	構成比	摘要
事業費	11,716,157円	67.9%	(3)事業費内訳参照
事務費	2,042,667円	11.8%	交通通信費・事務雑費
繰越金	3,501,325円	20.3%	
合計	17,260,149円	100.0%	

(3)事業費支出内訳

科目	支出額	構成比	摘要
消防防災費	2,662,950円	22.7%	消防団活動助成・他
交通安全防犯費	3,754,400円	32.0%	防犯設備設置維持管理・他
保健環境衛生費	53,480円	0.5%	道路美化・他
文教福祉費	3,089,425円	26.4%	校区運動会助成・他
総務制度改革費	1,812,902円	15.5%	公民館管理費・他
その他事業費	343,000円	2.9%	集会所排水工事費
合計	11,716,157円	100.0%	

まずは、収入についてみていきたい。活動分担金は、自治会分担金と法人協力金があり、平成12年度収入における自治会分担金は、54自治会（6,729戸）からの拠出で6,728,600円となっている。これは全収入の39.0%に相当する。なお、長湫地区の世帯数は12,443世帯（平成12年

11月現在)であり、自治会加入世帯率は、54.1%である。法人協力金は、豊田中央研究所他172社から1,607,000円が寄せられている。この法人協力金は、地域から企業に対して万一の際に消防団が防災活動へ協力をする見返りという意味合いが含まれている、という。⁶⁾

収入となる助成金には、長久手町及び愛知地区防犯協会連合会からの防犯事業助成金、長久手町からの地域振興助成金があり、その他平成12年度は地区集会所排水工事のため臨時的補助金があった。長久手町からの防犯事業助成金は3,230,000円ほどあり、これは交通安全防犯費の防犯設備設置維持管理(防犯灯の設置等)に使われている。また、臨時的地区集会所排水工事もそのまま「その他事業費」として支出されている。この例にみるよう、自治会連合会は、防犯灯設置と維持管理、集会所の維持管理のための町からの補助金を受け入れる窓口の役割を果たしていることが指摘できる。

次に、支出についてみていきたい。支出で構成比が高いものに消防防災費、交通安全防犯費、文教福祉費がある。消防防災費は、消防団活動費助成に大半の2,550,000円が支出されている。このことに関して、町の消防署があるのになぜ地域の消防団への助成が必要であるのか、という住民の声は少なくない。ちなみに、長久手町には長湫・岩作・上郷の3地域に消防団があり、あわせて193名の定員となっている。消防団員の待遇は町の非常勤職員で、一般団員には年間22,000円の報酬がある。また火災出勤は1回につき2,000円、訓練・警備は1,000円の出勤手当がつく。いわば雀の涙ほどの金額であり、消防団活動はボランティアとしての性格が強い。そして、消防団活動は早朝からの訓練等があり、その励みに酒肴代としての費用が従来の「区費」から支出されてきた慣例があった。それを急に改めるわけにはいかないといって継続したのが消防団活動費であるが、自治会連合会制度改革に伴い消防団の在り方や助成金額についての見直しが検討されている。

交通安全防犯費は、防犯設備設置維持管理に大半の3,431,000円が支出されている。その他、自主安全活動助成、防犯モデル地区費用等にも若干の予算が使われる。防犯灯の設置等をはじめとする防犯設備設置維持管理は、自治会連合会の主要な業務の一つに数えられる。前述したが、長久手町から防犯事業助成金が下りるが、これは単一自治会ではなく、自治会連合会が受入窓口になっている。それぞれの地域の自治会長は、地域住民の要望に応じて防犯灯の設置を自治会連合会に申請し、また修理必要箇所があるとこれも申し出る。防犯等の電気代は一旦単一自治会が支払うものの、その費用は自治会連合会から単一自治会の口座に振り込まれる仕組みになっている。これらの業務をそれぞれの自治会が行えば自治会連合会の防犯設備設置維持管理業務は不要になるが、それは、行政としてかなりわずらわしいものとなる。

文教福祉費は、校区運動会・盆踊り助成(1,018,000円)、敬老慰問活動(879,000円)、子供会・老人クラブ助成(778,000円)にバランスよく使われ、伝統文化保存助成(400,000円)にも当てられている。校区運動会は、地域スポーツの振興・スポーツを通じたコミュニティの振興を目的に、それぞれの小学校区運動会運営委員会が主催して小学校区を単位にして行われる運動会である。長久手町内には5つの小学校があり、このうち3校が長湫地区にある。また、岩作地区にある長久手小学校にも長湫地区東部居住者が通学しているため、あわせて4校の校

区運動会の実施に自治会連合会から助成金が支払われる。地域住民の意識として、子供が楽しみにしている運動会だから、自治会連合会に加盟してよかった、という声もある。

盆踊り助成は、それぞれの自治会が主催する盆踊りに対して助成するものである。これは、地域住民の連帯意識を育むため長久手町が奨励する事業であるが、助成条件に櫓を組むこと、「長久手音頭」を歌うこととやっかいな取り決めがあるため、実施する自治会は必ずしも多くはない。

敬老慰問活動は、自治会長が菓子折を持参して高齢者の家庭を慰問する活動であり、費用はその菓子代に使われる。子供会・老人クラブ助成は、地区内子供会43団体（平成12年度、1,523名）及び老人クラブ10団体（平成12年度、873名）に対して行われる資金助成である。

伝統文化保存助成は、長湫地区の氏神・景行天皇社祭礼に奉納される民俗芸能「棒の手」「オマント」の保存会に対する助成である。かつて、神社の行事に自治会員が納付した「区費」を支出するのは納得がいけない、という声の一部の住民から出たが、これらはいわゆる「宗教的行事」ではなく、「伝統文化行事」であるという解釈で自治会連合会から助成を継続することとなった。ただし、「長湫区会」の時代、伝統文化保存助成に相当する「文化財保存費」から招魂祭に対して助成がなされていたが、これは自治会連合会に代ると打ち切られた。神道で行われる招魂祭は、宗教的色彩が強いということがその理由である。当時、招魂祭が「文化財保存費」で実施されていたのは、「長久手の戦い」の戦没者を慰霊するため「文化行事」の一つである、との解釈をしていたからという。⁽⁷⁾

以上述べたところが、長湫地区自治会連合会の活動の現況である。

4、各自治会・長湫自治会連合会に関する意識調査

平成12年11月、長湫地区自治会連合会は制度改革推進に向けて「各自治会・長湫自治会連合会に関する意識調査」を実施した（筆者も質問紙作成に協力）。調査の目的は、単一自治会及び自治会連合会の存在意義を明らかにし、将来に向けて何をなすべきかを探ることにあった。調査対象者は、長湫地区自治会連合会を構成する単一自治会会長51名で、質問紙を用いた悉皆調査（留め置き調査）である。有効回答数は48件（94.1%）である。以下、調査結果の概要を紹介したい（表5、6参照）。⁽⁸⁾

表5 単一自治会の役割・存在意義（「各自治会・長湫自治会連合会に関する意識調査」）

設問	回答	そう思う	やや思う	どちらでもない	さほど思わない	そう思わない	有効回答
自治会は町の通知と回覧・募金活動に必要である	20 41.7	18 37.5	5 10.4	2 4.2	3 6.3	48 100.1	
自治会は防犯・交通安全の活動に必要である	19 39.6	18 37.5	7 14.6	2 4.2	2 4.2	48 100.1	
自治会はゴミ対策巡視活動に必要である	12 25.0	15 31.3	16 33.3	3 6.3	2 4.2	48 100.1	
自治会は老人クラブ・子供会活動協力に必要である	9 18.8	21 43.8	12 25.0	3 6.3	3 6.3	48 100.2	
自治会は防犯灯の管理に必要である	21 44.7	14 29.8	5 10.6	3 6.4	4 8.5	47 100.0	
自治会は校区運動会参加に必要である	6 12.5	10 20.8	17 35.4	9 18.8	6 12.5	48 100.0	
自治会は祭りみこし・オマント参加に必要である	1 2.0	8 16.3	17 34.7	15 30.6	8 16.3	49 99.9	
自治会は親睦・文化活動に必要である	12 25.0	12 25.0	14 29.2	7 14.6	3 6.3	48 100.1	
自治会は集会所管理に必要である	12 25.0	11 22.9	15 31.3	6 12.5	4 8.3	48 100.0	

表5は、「単一自治会の役割・存在意義」に関する調査結果である。肯定的回答（そう思う・やや思う）が高いものは、「自治会は町の通知と回覧・募金活動に必要である」「自治会は防犯・交通安全の活動に必要である」「自治会は防犯灯の管理に必要である」の設問である。このことから、自治会の役割は、行政からの情報伝達、防犯・交通安全の活動、防犯灯の管理が中心であると意識されている、と理解される。逆に否定的回答（そう思わない・さほど思わない）が高いものは、「自治会は祭りみこし・オマント参加に必要である」となっており、伝統文化行事の保存に関する自治会の役割はさほど重要ではない、と意識されていることが明らかになる。

上記設問項目の中で「自治会の役割として最も重要と思われるものは何か」と尋ねたところ「自治会は町の通知と回覧・募金活動に必要である」に23件（47.9%）の回答が寄せられている。さらに、「自治会長の仕事として最も時間を費やしているものは何か」と尋ねたところ同様に「町の通知と回覧・募金活動に必要」に34件（70.8%）の回答があった。自治会は、公報など各種行政連絡の伝達・募金等の行政補助機能としての役割が大きいと意識され、自治会長もその仕事に多くの時間を費やしていることが浮かび上がってくる。

表6 自治会連合会の行っている事業（「各自治会・長湫自治会連合会に関する意識調査」）

設問	回答	もっと充実すべき	現状でよい	不要	やり方を変更すべき	分からない	有効回答
消防団の助成	7 14.6	26 54.2	3 6.3	5 10.4	7 14.6	48 100.1	
自主防災組織の設立	18 39.1	17 37.0	5 10.9	2 4.3	4 8.7	46 100.0	
防犯PR活動	18 36.7	27 55.1	3 6.1	0 0.0	1 2.0	49 99.9	
防犯灯設置事業	14 29.8	29 61.7	0 0.0	2 4.3	2 4.3	47 100.1	
交通安全活動	8 16.7	31 64.6	5 10.4	1 2.1	3 6.3	48 100.1	
健康グループの助成	4 8.7	26 56.5	8 17.4	1 2.2	7 15.2	46 100.0	
ゴミ対策と巡回監視	13 28.3	24 52.2	2 4.3	1 2.2	6 13.0	46 100.0	
放置車両対策検討	25 52.1	14 29.2	2 4.2	4 8.3	3 6.3	48 100.1	
校区運動会助成	2 4.1	28 57.1	8 16.3	6 12.2	5 10.2	49 99.9	
棒の手・オマント保存会助成	1 2.1	32 66.7	6 12.5	1 2.1	8 16.7	48 100.1	
敬老慰問行事	1 2.0	36 73.5	5 10.2	1 2.0	6 12.2	49 99.9	
老人クラブ・子供会助成	3 6.3	30 62.5	8 16.7	2 4.2	5 10.4	48 100.1	
公民館管理	1 2.1	28 58.3	6 12.5	3 6.3	10 20.8	48 100.0	
連合制度整備推進	10 20.8	24 50.0	4 8.3	2 4.2	8 16.7	48 100.0	
広報誌「長湫」の配布	2 4.2	33 68.8	4 8.3	6 12.5	3 6.3	48 100.1	
町との連絡・行政への要望	22 46.8	18 38.3	1 2.1	3 6.4	3 6.4	47 100.0	

表6は、「自治会連合会の行っている事業」に関する調査結果である。この結果をみると、自治会連合会が実施している諸活動は、おおむね「現状でよい」という回答が多くを占めるが、「もっと充実すべき」という意見は、「放置車両対策検討」「自主防災組織の設立」「防犯PR活動」「防犯灯設置事業」「ゴミ対策と巡回監視」に対して挙げられている。これにより、自治会長が長湫地区自治会連合会の「消防・防災部」「交通安全・防犯部」「保健・環境衛生部」の各種活動に対して、将来もっと充実させて欲しいと願っている事項が明らかになる。すなわち、「消防・防災部」は自主防災組織の設立が課題である。また、「交通安全・防犯部」は現在行っている防犯灯設置事業に加えて放置車両対策検討及び防犯PR活動の充実が求められている。さらに、「保健・環境衛生部」はゴミ対策と巡回監視の充実が期待されていることが明らかになる。

5、2005年にむけての自治会連合会の基本構想

平成13年3月6日、第5回長湫地区自治会連合会制度改革推進協議会において「自治会連合会制度改革の基本構想(案)」が提示・承認された。⁹⁾この基本構想は、今後、5年間前後を目処に概ね小学校区に再編予定の新たな「自治会連合会」への移行に向けての「基本計画」策定の前提として、基本的な課題を整理することを目的に作成された。以下、その内容を記す。

(1)組織改革の目的

21世紀の日本の地域は、創意と工夫によって、地域の特性を生かしつつ、魅力ある地域づくりを進めていくことが期待されている(平成10年閣議決定された第5次「全国総合開発計画」における基本的課題)。すなわち、地域の自助努力による地域社会の発展が我が国それぞれの地域で求められている。

長久手町においても町の主要課題として「こころのふれあうコミュニティの形成・再構築」が挙げられ、「町西部から急速に都市化が進み、地域的なコミュニティが不足し、従来の自治会組織では活動が困難になっている。従って、都市としての健全な地域社会を実現させることが必要となり、積極的な住民の参画や交流活動の支援を図るなど、健全なコミュニティの形成・再構築が課題となる」とその趣旨が示されている(平成11年策定の「第4次長久手町総合計画」)。

自治会連合会制度改革は、まさにこのような時代の中で、種々課題を解決し、健全な地域社会の形成を図るため、地域的なコミュニティの新たな連合組織の在り方を探ろうとする動きである、といえる。

(2)組織改革における課題

①適正規模な「自治会連合会」

「長湫地区自治会連合会」は、現在、6,727世帯が加入し、自治会数54団体を数え、小学校区4にわたる規模を有している。このような大規模な自治会連合会では、それなりに効率的な利点があるものの、地域の性格に合わせたよりこまやかな運営は困難となる。そのため、地域住民のニーズをくみ上げ易い適正規模な「自治会連合会」が求められている。ちなみに、都市部における一例として、名古屋市の場合は小学校区が自治会連合会の単位となっている。

②「自治会連合会」の存在意義

平成12年11月実施の「各自治会・長湫自治会連合会に関する意識調査」において、自治会長が自治会連合会に期待する意見として、①放置車両対策、②自主防災組織の設置、③共同住宅を主としたゴミ対策、④防犯事業が挙げられていることを前述した。これらに共通する事項は、単一自治会だけでは出来ないことや、幾つかの自治会が纏ってやった方が効率のよいことである。これらを実施することこそ、自治会連合会の役割であり、存在意義であると多数の自治会長は考えている。

すなわち「交通安全事業」「自主防災事業」「環境美化事業」「防犯事業」等を単一自治会・行政と連携を図りつつ、今後いかに推進するかが自治会連合会の主要な課題である、といえる。その他、魅力ある地域づくりを進めていくための「文化活動」、地域連携のための「交流活動」、

高齢化社会到来における「地域福祉」等も適正規模をもった自治会連合会でそれぞれの特色を打ち出し、創意・工夫をこらし推進していくことが必要である。

さらに、単一自治会の未加入者の問題、単一自治会の育成において、今後、「自治会連合会」が果たす役割は少なくない、と思われる。

③「自治会連合会」の在り方

平成12年に発足した「長湫地区自治会連合会」が従来の「長湫区会」と異なっている点を再度整理すると、宗教問題をさけたこと、役員の選出方法を明確にして公正さ・明朗さ・民主的を打ち出したこと、事業財源は個人納付でなく自治会の「分担金」とし、会計の積極的な公開を規定したことに要約できる。以上の改革は、今後もその趣旨を十分に踏まえ、将来移行する適正規模の「自治会連合会」においても、基本的な考え方として受け継いでいくことが必要である。

④移行にあたり調整を要する諸問題

5年間前後を目処に、適正規模の「自治会連合会」移行するにあたって、調整を必要とする諸問題として、次のものが挙げられる。

- ・小学校区・こども会・自治会の各区域境の調整に関わる課題
- ・消防団との調整・自主防災組織確立に関わる課題
- ・各種団体との調整に関わる課題
- ・行政との調整に関わる課題
- ・適正規模の「自治会連合会」発足に関わる課題

(3)基本方針

長久手町では「快適で安心して暮らせるまちづくり」「豊かな人と心を育むまちづくり」等に取り組んでいる（「第4次長久手町総合計画」）。「自治会連合会」も行政・単一自治会・地域住民との連携のもと、これらの施策の推進を図っていくことが求められる。今後取り組むべき事業の課題と方針を整理すると、以下のとおりである。

①環境保全

生活環境の質的向上を目指すため、良好な自然環境や生活環境の保全と回復・安全で住みよい環境の整備等が求められている。循環型の社会構造への転換が求められている今日、地域社会においても住民一人一人が環境保全（ごみ収集・リサイクルの推進ほか）に心がけるよう、自治会連合会はその支援策を講ずることが必要。

②交通安全

地域住民が交通安全意識を高揚し、交通事故のない安心して暮らせるまちづくりを推進する。とりわけ交通事故を招く原因となる生活道路を中心とした違法駐車取締りを強化していくよう、自治会連合会はその支援策を講ずることが必要。

③消防・自主防災組織

効率的な消防体制の確立を図るため、「地域防災の中核として重要な役割を担う消防団は、地域に密着した活動や各種災害への対応力の向上等の充実強化を図る」旨が「第4次長久手町

総合計画」にうたわれている。また、多種多様な災害を想定して地域ごとの防災活動の指導支援と、防災意識の高揚につとめることが今後いっそう大切になってくる。これらのことを踏まえ、消防団との連携のもとで自主防災組織が確立されるよう、自治会連合会はその支援策を講ずることが必要。

④防犯

都市化の進展による地域住民の連帯感の欠落による犯罪が増加している。そのため、地域住民は相互に連携し、犯罪を未然に防いでいくことが必要である。従来行なってきた防犯灯の設置・維持管理とともに、警察と協力した防犯体制が確立されるよう、自治会連合会はその支援策を講ずることが必要。

⑤文化活動

歴史や風土、文化的蓄積等の地域の特性を生かした自立的な地域づくりが求められている。そのためには、地域住民の多様な文化・スポーツ活動を支援するとともに、伝統文化の継承・芸術活動の基盤づくり等地域文化の振興が大切である。都市化された長湫地区において、伝統的文化を踏まえつつ、新たな時代にふさわしい地域文化・生活文化を創生し、豊かで潤いのある地域社会を築くことは今後の課題であり、自治会連合会はその支援策を講ずることが必要。

⑥交流活動

新しい住民の急激な増加や、生活様式の多様化で、長湫地区における地域住民の交流や連帯意識は希薄になってきた。地域社会の連帯意識を高めるための親睦活動をはじめとする多様なコミュニティ活動が促進されるよう、自治会連合会はその支援策を講ずることが必要。

⑦地域福祉

地域福祉のニーズに応えるため、社会福祉協議会・老人クラブ・子ども会等の連携を強化し、活動内容の充実を図るため、自治会連合会はその支援策を講ずることが必要。

⑧単一自治会の未加入者の問題

都市化の進展とともに、単一自治会の未加入者の問題が生じている。単一自治会としてもそれぞれ種々対策をたてているが、この問題は解決していない。健全なコミュニティの形成のためにも、自治会連合会は広報活動を強化するとともに、単一自治会に対して支援策を講ずることが必要。

⑨単一自治会の育成

人口の増加に伴い自治会の新規結成がおこり、あるいは将来、自治会の機能低下や統廃合等が生ずることが予測される。これらの諸問題を行政と連携をとりつつ支援・解決し、単一自治会を育成していく役割が自治会連合会に強化されることが必要。

まとめ

最後に、本稿のまとめを行ない、今後の課題について若干ふれたい。

ここで事例として取り上げた愛知県長久手町長湫地区は、都市化に伴い、現在、地区自治組

織の変革が進行している地域である。それを象徴する出来事として、明治39年以来自治団体として継続してきた「長湫区会」が廃止され、その事務・事業等の大半を引継いだ新組織「長湫地区自治会連合会」が平成12年発足したことが挙げられる。すなわち、地域社会の変容により明治39年合併の旧村落を基盤にした「区」制度が実質的に終焉を迎え、都市部にみられるような小学校区単位の自治会連合組織に移行しようとする現象である。

これに伴い平成12年、「長湫地区自治会連合会制度改革推進協議会」が設置され、改革に向けての取組みが開始された。社会状況の変化に対して伝統的な自治団体がいかなる対応策を講じ、新たな自治団体をいかに再編しようとしているかを探る事例研究は、都市近郊の地域社会が有する現代的課題を考察する手がかりを得る上できわめて重要である。

本調査研究をとおして明らかになったとは、旧村落を基盤にした「区」制度が存続してきた理由として、共有地管理の問題、神社所有財産管理の問題、地域住民の意識の違いが背景にあり、利害関係を含めた諸問題が複雑に錯綜した結果、旧来の「村」を「区」という名称で温存し、生活の中で機能させてきた点が挙げられる。

しかし、このような地域社会の中に、旧来の規範にとらわれぬ価値観・生活様式を持った世帯が増加し、新たなニーズが生まれ、旧来の自治団体は、新たな住民を取り込む過程において、その組織の改変が課題となった。

組織改変で問題にされたことは、地域住民が参加しやすい形にすること、宗教問題を避けること、役員の選出方法を明確にして公正さ・明朗さをもたせること、会計の積極的な公開による参加意識の向上を期待したことなどである。そして、その理念のもとに新たな規約が制定された。

しかしながら、地域社会には旧来の慣行も存続し、新たな住民が多くを占めるようになったものの、すべてを急激に改めることは不可能である。この点について、収支決算の分析により、消防団活動助成、防犯設備設置維持管理、伝統文化行事の在り方など、従来継続してきた事業の中に検討すべき課題が含まれていることが浮上した。

このような状況の中で、単一自治会及び自治会連合会の存在意義を明らかにし、将来に向けて何をなすべきかを探ることは重要な事柄である。自治会連合会の制度改革推進に向けて実施した「各自治会・長湫自治会連合会に関する意識調査」は、それぞれの地区に居住する自治会長が、どのような考えを持ち、将来何を望んでいるかを明らかにする上で有益な資料を提供する。

この調査結果から、単一自治会の役割は、行政からの情報伝達、防犯・交通安全の活動、防犯灯の管理が中心であると意識されていることが明らかになる。とりわけ、単一自治会は、公報など各種行政連絡の伝達・募金等の行政補助機能としての役割が大きいと意識され、自治会長もその仕事に多くの時間を費やしていることが判明した。一方、自治会連合会に対して将来もっと充実させて欲しいと自治会長が願っている事項は、自主防災組織の設立、放置車両対策検討及び防犯PR活動の充実、ゴミ対策と巡回監視の充実などである点が明らかになった。

以上の諸問題や調査結果を踏まえ、自治会連合会制度改革の基本構想が策定された。その根

底には、地域の特性を生かしつつ、魅力ある地域づくりを進めていくとともに、積極的な住民の参画や交流活動に根ざした健全な地域社会の形成を図るため、地域的なコミュニティの新たな連合組織の在り方を探ろうとする方向性がみられる。

そして、従来の大規模な自治会の連合会でこれらの課題を解決するためには、それなりに効率的な利点があるものの、地域の特性に合わせたよりこまやかな運営は困難となる。そのため、地域社会の変容を背景に地域住民のニーズをくみ上げ易い適正規模な自治会連合会への移行と制度改革に踏み出した、と捉えることができる。

基本構想の将来展望には、魅力ある地域づくりを進めていくための文化活動、地域連携のための交流活動、さらに高齢化社会到来における地域福祉等を適正規模をもった自治会の連合会でそれぞれの特色を打ち出しながら推進していくこと、さらには、単一自治会の育成も自治会連合会が果たすべく新たな課題として、各種支援策を講ずることが指針として打ち出されている。

その理念を、旧来の慣行の中でいかに調整を図り、方策を具体化し、実践していくかが今後の重要課題である、といえるのではないか。

謝辞

本稿執筆にあたり、長湫地区自治会連合会前会長川本勝美氏、長湫地区自治会連合会理事(総務・制度改革推進部)今村繁之氏をはじめ長湫地区自治会連合会制度改革推進協議会委員の方々から有益なご教示をいただいた。また、長久手町役場企画課課長鈴木孝美氏から各種資料の提供を受けた。記して感謝します。

注記

- (1) 「長湫地区自治会連合会規約」は平成11年12月18日に長湫区会で決定。
- (2) 「長湫地区自治会連合会制度改革推進協議会委員」は、今村繁之(連合会理事)、江口正之輔(連合会理事)、川本勝利(連合会理事)、川本勝美(連合会理事)、川本俊治(自治会長)、川本正躬(自治会長代理)、原田和雄(自治会長)、山田尚勝(連合会理事)及び谷沢明(筆者)、の9名で発足した。平成13年度委員の若干の入れ替えがあった。平成13年度からの委員は今村繁之(連合会理事)、林盛勝(連合会理事)、川本俊治(自治会代表)、川本正躬(自治会代表)、原田和雄(自治会代表)、山田八郎(連合会理事)、青山桶之(連合会理事)及び谷沢明(筆者)である。
- (3) 江戸時代後期の各村の戸数・人口は「徇行記」(天保年間)によると、長湫村276戸・1,176人、岩作村305戸・1,245人、大草村64戸・290人、北熊村74戸298人、前熊村84戸・349人である。
- (4) 長湫地区自治会連合会前会長・川本勝美氏のご教示による。
- (5) 平成11年度長湫区会計決算は、平成12年5月に「長湫地区連合自治会」により会計監査が行われ、「平成11年度長湫区会計決算書」が地区住民に公開された。また、平成13年も「平成12年度長湫地区自治会連合会会計決算書」が同様に地区住民に公開された。以前は、そのような積極的な情報公開の動きはなかった。
- (6) 長湫地区自治会連合会前会長・川本勝美氏のご教示による。

- (7) 長湫地区自治会連合会前会長・川本勝美氏のご教示による。
- (8) 調査結果は、平成12年11月12日の自治会長会議で長湫地区自治会連合会から参加の自治会長に報告された。5段階評価調査の有効回答に複数回答を加えた数値が若干含まれているが、ここでは会議提出資料の数値をそのまま用いている。
- (9) 承認された「自治会連合会制度改革の基本構想」に基づき、平成13年度は「自治会連合会制度改革の基本計画」策定作業が進行中である。